

平成26年4月1日

平成29年4月1日一部改正

令和2年3月31日一部改正

令和4年3月31日一部改正

令和5年3月31日一部改正

令和8年3月31日一部改正

令和8年4月1日一部改正

### 大津市琵琶湖を美しくする運動実践本部事業補助金交付基準

補助金の名称	大津市琵琶湖を美しくする運動実践本部事業補助金
補助金の交付目的	琵琶湖を中心とする河川、公園、道路などの公共場所の美化活動である「琵琶湖市民清掃」を主催する「琵琶湖を美しくする運動実践本部」に対し支援を行うことで、延いては市民の環境保全意識を醸成し、維持向上に資する。
補助金の交付対象者	琵琶湖を美しくする運動実践本部
補助対象経費	琵琶湖を美しくする運動実践本部の運営及び琵琶湖市民清掃事業（代替として実施する事業を含む）に要する経費
補助金の額及びその算定方法又は補助率	琵琶湖を美しくする運動実践本部の繰越金を除いた琵琶湖市民清掃事業に要する経費を財政課による予算査定方式を用いて査定した金額を補助する。 ただし、補助金の上限額を560万円とする。
補助金交付事業の開始時期	昭和47年頃
補助金交付事業の終了時期	令和11年3月31日
様式	大津市琵琶湖を美しくする運動実践本部事業補助金交付申請書（様式第1号）

	<p>添付書類：事業計画書、収支予算書、事業実施要綱、役員名簿、参加団体名簿</p> <p>大津市琵琶湖を美しくする運動実践本部事業補助金交付決定通知書（様式第2号）</p> <p>大津市琵琶湖を美しくする運動実践本部事業補助金実績報告書（様式第3号）</p> <p>添付書類：事業結果報告書、収支決算書、事業実施要綱、参加団体名簿、領収書等の写し（明細のわかるもの）</p> <p>大津市琵琶湖を美しくする運動実践本部事業補助金確定通知書（様式第4号）</p> <p>大津市琵琶湖を美しくする運動実践本部事業補助金交付請求書（様式第5号）</p> <p>添付書類：同補助金交付決定通知書の写し</p> <p>大津市琵琶湖を美しくする運動実践本部事業補助金交付決定取消通知書（様式第6号）</p> <p>大津市琵琶湖を美しくする運動実践本部事業補助金返還通知書（様式第7号）</p>
担 当 部 署	大津市環境部環境政策課

様式第 1 号

大津市琵琶湖を美しくする運動実践本部事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

住 所

団 体 名 琵琶湖を美しくする運動実践本部

代 表 者

大津市補助金等交付規則第 4 条第 1 項の規定により、 年度大津市琵琶湖を美しくする運動実践本部事業補助金の交付について次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	琵琶湖を美しくする運動実践本部事業
補助事業の目的及び内容	
補助事業の経費所要額	円
交 付 申 請 金 額	円
補助事業の着手予定年月日及び完了予定年月日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
添 付 書 類	(1) 当年度事業計画書 (2) 当年度収支予算書 (3) 事業実施要綱 (4) 役員名簿 (5) 参加団体名簿

様式第 2 号

大津市琵琶湖を美しくする運動実践本部事業補助金交付決定通知書

大 第 号  
年 月 日

琵琶湖を美しくする運動実践本部

本部長 様

大津市長



年 月 日付で申請のあった 年度大津市琵琶湖を美しくする運動実践本部事業補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第 7 条第 1 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	琵琶湖を美しくする運動実践本部事業
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	(1) 大津市補助金等交付規則及び大津市琵琶湖を美しくする運動実践本部事業補助金交付基準の規定を遵守すること。 (2) 補助事業等が予定の期間内に完了しない又は遂行が困難となった場合は、市長に報告しその指示を受けること。 (3) 補助金交付決定を受けた事業等の完了後 50 日以内に大津市琵琶湖を美しくする運動実践本部事業補助金実績報告書を提出すること。 (4) 補助対象経費の支払に、クレジットカード等使用時に付与されるポイントを使用した場合は、当該ポイントに相当する金額を補助対象経費から控除する。

様式第3号

大津市琵琶湖を美しくする運動実践本部事業補助金実績報告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

補助事業者 住 所

団 体 名 琵琶湖を美しくする運動実践本部

代 表 者

年 月 日付け、大 第 号で補助金の交付決定のあった 年度  
大津市琵琶湖を美しくする運動実践本部事業の実績について、大津市補助金等交付規則第14  
条の規定により次のとおり報告します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	琵琶湖を美しくする運動実践本部事業
補助事業の着手年月日及 び完了年月日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
添 付 書 類	(1) 事業結果報告書 (2) 収支決算書 (3) 事業実施要綱 (4) 参加団体名簿 (5) 領収書等の写し(明細付き)

様式第 4 号

大津市琵琶湖を美しくする運動実践本部事業補助金確定通知書

大 第 号  
年 月 日

琵琶湖を美しくする運動実践本部

本部長 様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付決定をした 年度大津市琵琶湖を美しくする運動実践本部事業補助金について、次のとおり金額を確定したので、大津市補助金等交付規則第 15 条の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 者 の 名 称	琵琶湖を美しくする運動実践本部事業
既 交 付 金 額	円
補助事業の経費精算額 ( 補 助 対 象 金 額 )	円
交 付 確 定 金 額	円

様式第5号

大津市琵琶湖を美しくする運動実践本部事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

補助事業者 住 所

団 体 名 琵琶湖を美しくする運動実践本部

代 表 者



年 月 付け大 第 号で交付の決定のあった、 年度大津市  
琵琶湖を美しくする運動実践本部事業補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第2  
項の規定により次のとおり一括請求します。

補 助 年 度	年度	
補 助 事 業 の 名 称	琵琶湖を美しくする運動実践本部事業	
交 付 決 定 金 額	円	
補助金を一括請求する理由		
補助金の既交付金額	円	
交 付 請 求 金 額	円	
振込先金融機関	金 融 機 関 名	銀行 ・ 信用金庫 ・ 農協
	支 店 名	支店 ・ 出張所
	預 金 種 別	普通 ・ 当座
	口 座 番 号	
	口 座 名 義	
添 付 書 類	同補助金交付決定書の写し	

様式第6号

大津市琵琶湖を美しくする運動実践本部事業補助金交付決定取消通知書

大 第 号  
年 月 日

琵琶湖を美しくする運動実践本部

本部長 様

大津市長



年 月 日付け大 第 号により交付決定した大津市琵琶湖を美しくする運動実践本部事業補助金について、次のとおり交付決定の全部又は一部を取り消したので、大津市補助金等交付規則第19条第4項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	琵琶湖を美しくする運動実践本部事業
当 初 交 付 決 定 額	円
取 消 金 額	円
取消後の交付決定(確定)金額	円
取 消 を し た 理 由	

様式第7号

大津市琵琶湖を美しくする運動実践本部事業補助金返還通知書

大 第 号  
年 月 日

琵琶湖を美しくする運動実践本部

本部長 様

大津市長



年 月 日付け大 第 号により交付決定した大津市琵琶湖を美しくする運動本部事業補助金について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により、次のとおり返還を通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	琵琶湖を美しくする運動実践本部事業
返 還 金 額	円
返 還 期 限	年 月 日 ( ) まで
当 初 交 付 金 額	円
補 助 金 の 交 付 年 月 日	年 月 日
取 消 後 の 交 付 確 定 金 額	円
返 還 理 由	

(注) 別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。